

安城市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防犯カメラの設置の促進により犯罪抑止及び防犯力の向上を図り、市民等が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、予算の範囲内で交付する安城市街頭防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、安城市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成26年安城市条例第11号。以下「防犯カメラ条例」という。）の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の町内会（町内会の連合組織及び町内会と同一の役割を果す自治会を含む。以下同じ。）であって、次のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 防犯カメラの設置が町内会の総意で行われるものであること。
- (2) 防犯カメラの設置に当たり、設置場所の土地所有者等の同意又は必要な許可を受けていること。
- (3) 防犯カメラの設置に当たり、防犯カメラの撮影対象区域に住居の全部又は一部が含まれる者の同意を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、町内会がいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 代表者及び理事等（以下「役員等」という。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる場合
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその団体の運営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に

実質的に関与している法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。

）と密接な関係を有していると認められる場合

(4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる場合

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(6) 役員等が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる場合

(7) 暴対法第32条第1項各号に掲げる者であると認められる場合

(8) 市税を滞納している場合

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの購入及び設置に必要な経費とする。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 維持又は管理に関する費用

(2) 地代及び占用料

(3) 防犯カメラの操作指導を受けるために支払う費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の9を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、当該年度において補助対象者ごとに80万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、防犯カメラを設置する前に安城市街頭防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、第5号から第9号までに規定する書類にあつては、設置工事着手前までに提出すれば足りるものとする。

(1) 防犯カメラの購入及び設置に要する費用に係る見積書の写し

(2) 防犯カメラの概要（カタログの写し等）

(3) 防犯カメラの設置場所、防犯カメラを設置している旨の表示場所及び撮影対象区域の写真

- (4) 前号に規定する場所及び区域を示した位置図
- (5) 防犯カメラの設置及び運用に関する要領届又は防犯カメラの設置及び運用に関する要領変更届
- (6) 設置運用要領
- (7) 防犯カメラの設置が町内会の総意であることを証する書類
- (8) 防犯カメラの設置場所の所有者、管理者等が設置を同意又は許可をしたことを証する書類の写し
- (9) 防犯カメラの設置に伴い、道路の使用許可が必要な場合にあつては、警察が許可をしたことを証する書類の写し
- (10) その他市長が必要と認めるもの
(補助金の交付、不交付の決定及び通知)

第7条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、安城市街頭防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第2）により補助対象者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、安城市街頭防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書（様式第3）により補助対象者に通知するものとする。
(計画の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、直ちに安城市街頭防犯カメラ設置補助事業計画変更申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
(変更決定の通知)

第9条 市長は、前条に規定する申請書の変更を承認したときは、速やかに安城市街頭防犯カメラ設置補助金交付決定（変更）通知書（様式第5）により、当該補助対象者に通知するものとする。
(実績報告書の提出)

第10条 補助金の交付の決定（変更の決定を含む。）を受けた補助対象者は、防犯カメラの設置が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定日が属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、安城市街頭防犯カメラ設置補助金実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの購入及び設置に係る領収書の写し

(2) 設置した防犯カメラの現況写真

(3) 設置した防犯カメラにより撮影された画像データを印刷物として出力したものの

(4) 防犯カメラを設置している旨の表示の写真

(補助金の交付)

第11条 前条の補助対象者は、実績報告書の提出後、安城市街頭防犯カメラ設置補助金交付請求書(様式第7)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第12条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防犯カメラを設置した日から起算して5年間は、その利用を継続すること。

ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(2) 設置運用要領に従い防犯カメラの適正な設置及び運用を図ること。

(補助金の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた補助対象者が次のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

(1) 申請に当たり不正な行為があったとき。

(2) 第7条第1項後段の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(4) その他市長が不適當であると認めるとき。

(補助金の返還)

第14条 前条の規定により補助金の支給の決定を取り消された補助対象者は、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。